Fund Letter ファンドレター

りそな 米国優先リート証券ファンド2015-03 愛称:イールド・スターⅢ

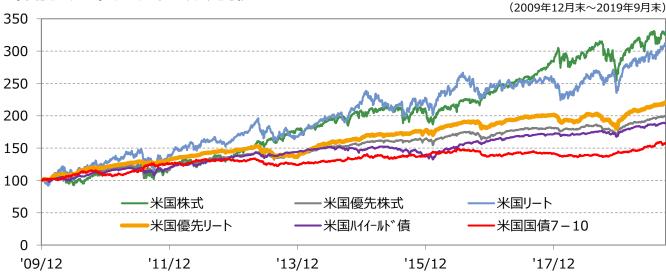
米国優先リートの魅力

2019年11月8日

米国優先リートの魅力~魅力的なリスク調整後のリターン~

米国優先リートのパフォーマンスは、絶対リターンでみると米国株式や米国リートに劣後するものの、 配当収益を中心とした相対的に安定したリターンが特徴です。また、下記表にあるとおり、リターンを標 準偏差で割った数値(下記表の「投資効率」)が相対的に高く、優れたリスク・リターン特性を持ってい ると考えられます。

| 米国優先リートのパフォーマンス比較



	米国 株式	米国 優先株式	米国 リート	米国 優先リート	米国 ハイイールド債	米国国債 7-10
年率リターン	12.4%	7.0%	11.8%	8.1%	6.4%	4.6%
年率標準偏差	14.6%	6.8%	18.1%	4.9%	4.3%	5.7%
投資効率	0.85	1.04	0.65	1.66	1.51	0.80
最大ドローダウン	-19.4%	-13.6%	-23.0%	-11.7%	-13.2%	-8.9%

※使用した指数は次の通りです。米国株式:S&P500、米国優先株式:S&P米国優先株式指数、米国リート:FTSE NAREIT エクイティ REIT指数、米国優先リート:FTSE NAREIT優先株式指数、米国Mイール、債:iBOX米ドル建ハイイールド指数、米国国債7-10:シティ国債指数米国7-10、すべて配当込み、米ドル基準。※年率リターン、年率標準偏差、投資効率、最大ドローダウンは日次データを基に計算したもの。※NAREIT指数(FTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス)は、FTSE®により計算され、指数に関するすべての権利はFTSE®およびNAREIT®に帰属します。※2009年12月末を100として指数化。※上記の資産は、異なるリスク特性を有するため、あくまでも参考です。



米国優先リートの魅力~安定した値動きと高い利回り~

米国優先リートのパフォーマンスの大部分は配当収益に占められており、相対的に安定したパフォーマンスとなっています。また、長期的な米国優先リートのパフォーマンスをみてみると、堅調な推移となっています。米国の金利が上昇した際や、米中貿易摩擦への懸念を受けた投資家のリスク回避姿勢の強まりなどから一時的に下落する局面もありましたが、調整後は再び堅調な推移となっています。

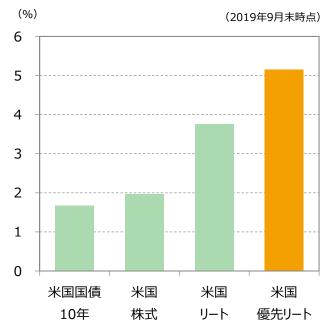
2019年は、世界的に金利が低下する中で米国優先リートの相対的に高い利回りが支援材料となり、これまでのところ堅調に推移しています。世界的に低金利環境が続いていることは、高い利回りを有する米国優先リートとって引き続きポジティブな材料になると考えられます。

| 米国優先リートのパフォーマンス分解

(2000年1月末~2019年9月末)



| 米国優先リートと各資産の利回り



※パフォーマンス分解は、変動要因の過去の傾向を把握するために大和投資信託が簡便法により概算したものであり、実際の指数の変動を 正確に説明するものではありません。※使用した指数は次の通りです。米国優先リート: BofA Merrill Lynch REIT Preferred Securities Index、米国リート: FTSE NAREIT エクイティREIT指数、米国株式: S&P500。※NAREIT指数(FTSE NAREIT®エクイティREIT・イ ンデックス)は、FTSE®により計算され、指数に関するすべての権利はFTSE®およびNAREIT®に帰属します。※右グラフで使用した資 産は、異なるリスク特性を有するため、あくまでも参考です。

(出所) バンクオブアメリカ・メリルリンチ、ブルームバーグ

┃ファンドの目的・特色

ファンドの目的

●米国の優先リートに投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- 1. 米国の優先リートに投資します。
 - ・為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 (優先リートとは)
 - ◆企業が発行する優先株に相当し、議決権がない代わりに、普通リートより配当の支払いが優先され、また破綻 時の弁済が上位にあります。
 - ◆通常、額面に対する配当率があらかじめ決められています。
 - ◆一定期間経過後、発行体が額面で償還できる権利がついています。
 - ◆このため、一般的に普通リートより高い利回りになる傾向があります。また、普通リートと比較して価格変動 が穏やかになる傾向があります。
- 2. 優先リートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。
- 3. 「分配金+基準価額」が一度でも11,500円を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。
- 4. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
 - マザーファンドは、「米国優先リート・マザーファンド」です。
- ※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

▶投資リスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「リートの価格変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「優先リートへの投資に伴うリスク(繰上償還に伴うリスク・配当の繰り延べリスク)」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」 ※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

┃ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
	料率等	費用の内容					
購入時手数料	ご購入の申し込みは できません。	_					
信託財産留保額	ありません。	_					
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
	料率等	費用の内容					
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.694% (税抜 1.54%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。					
その他の費用・ 手 数 料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。					

⁽注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

設定・運用:

大和投資信託

商号等 大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

[※]手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

[※]くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

当資料のお取扱いにおけるご注意

- ■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託が作成したものです。
- ■投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、 投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に 帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- ■投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ■当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ■当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業 の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証する ものではありません。
- ■分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

りそな 米国優先リート証券ファンド2015-03 (愛称:イールド・スターⅢ) 取扱い販売会社

		加入協会				
販売会社名 (業態別、50 (金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	0	0		
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	0	0		
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	0	0		